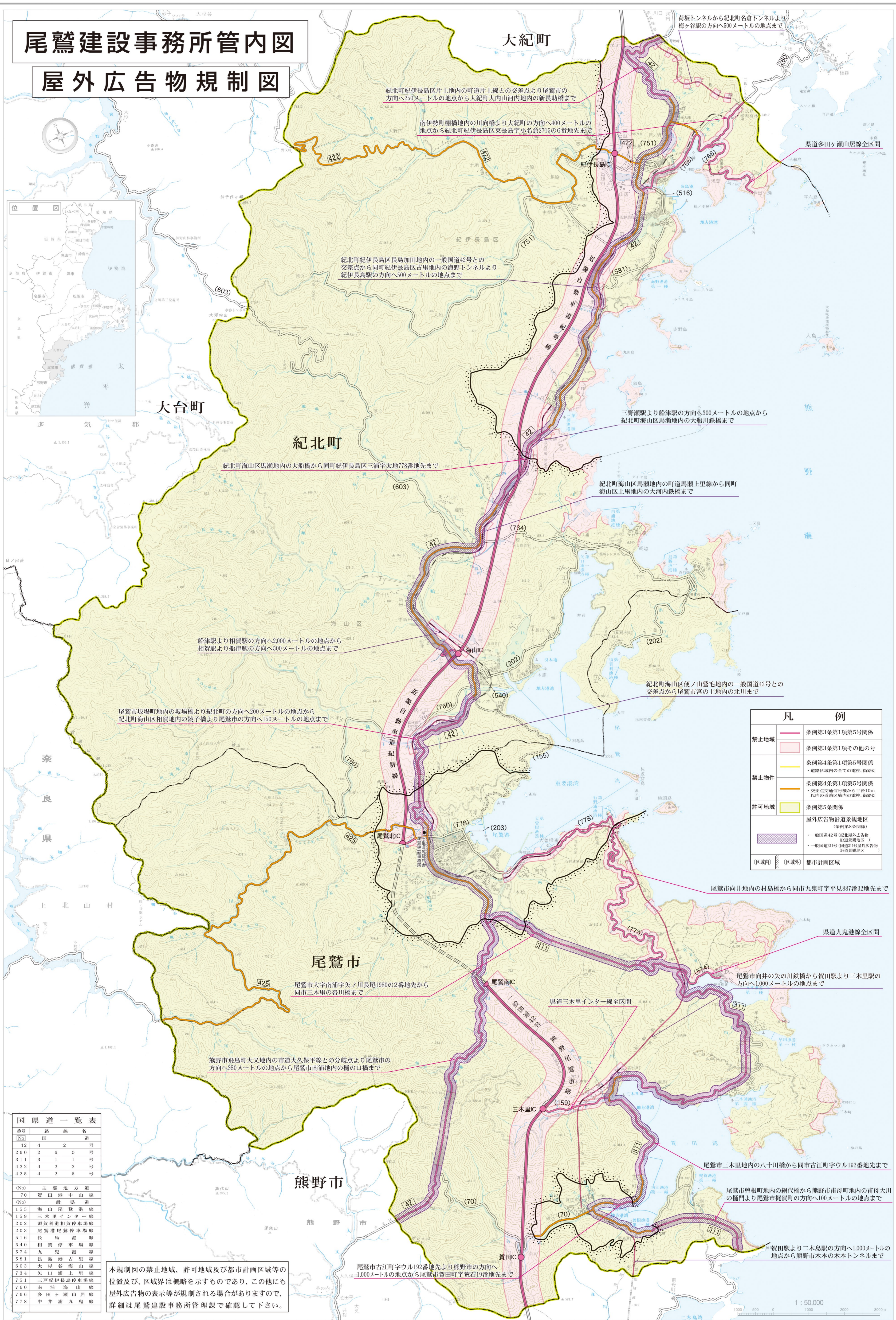


尾鷲建設事務所管内図

屋外広告物規制図



凡 例	
禁止地域	条例第3条第1項第5号関係
	条例第3条第1項その他の号
禁止物件	条例第4条第1項第5号関係 ・道路区域内の全ての電柱、街路灯
	条例第4条第1項第5号関係 ・交差点交通信号機から半径10m以内の道路区域内の電柱、街路灯
許可地域	条例第5条関係
	屋外広告物沿道景観地区 (条例第8条関係)
	・一般国道42号(紀北屋外広告物沿道景観地区)
	・一般国道311号(国道311号屋外広告物沿道景観地区)
[区城内]	[区城外]
	都市計画区域

国 道 一 覧 表	
番号	路 線 名
No.	国 道
42	4 2 号
260	2 6 0 号
311	3 1 1 号
422	4 2 2 号
425	4 2 5 号
(No) 主要地方道	
70	賀田港中山線
(No) 一般県道	
155	海山尾鷲港線
159	三木里インター線
202	須賀利港相賀停車場線
203	尾鷲港尾鷲停車場線
516	長島港線
510	相賀停車場線
574	九鬼港線
581	長島港古里線
603	大杉谷海山線
734	矢口浦上里線
751	三戸紀伊長島停車場線
760	南浦海山線
766	多田ヶ瀬山居線
778	中井浦九鬼線

本規制図の禁止地域、許可地域及び都市計画区域等の位置及び、区境界は概略を示すものであり、この他にも屋外広告物の表示等が規制される場合がありますので、詳細は尾鷲建設事務所管理課で確認して下さい。